

尾道市工事打合せ簿取扱要領

- 1 工事打合せ簿（別記様式）は、尾道市建設工事執行規則（昭和39年規則29号）第14条、第19条の2、第21条、第23条から第29条まで、第31条、第32条、第37条から第40条まで、第45条、第48条、第54条から第56条まで及び第58条の2に定める調査、管理、立会い、指示、承諾、協議、交付、試験、検査、請求、確認、通知、受理、把握、調整、報告、審査等の監督行為を処理するものとする。
- 2 工事打合せ簿は、指示、協議、通知、承諾、提出・報告、届出等の事項に係る内容を記載し、工事監督経緯を明らかにするものとする。
- 3 工事打合せ簿は、発注者及び受注者から発議提案を行い、監督員（尾道市建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員をいう。）が起案し、主管課長の決裁を受けた後、発議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、監督員の判断で臨機の発議ができるものとし、この場合において、監督員は速やかに起案し、決裁を受けなければならない。
- 4 発議者は、工事打合せ簿2通を作成し、監督員と現場代理人及び主任（監理）技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者をいう。）双方が、確認し押印のうえ、各自1通を保管する。
- 5 工事打合せ簿は、工事が完了するまで監督員が保管する。
- 6 監督員は、工事完成後、速やかに工事打合せ簿を工事契約設計図書に添付のうえ、一括保管する。

付 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

